

■ 手続き



狭い道路を広げよう!

市民の方々のご協力とご理解のもとに、
狭い生活道路の拡幅を支援します。

呉市狭あい道路整備事業



呉市

都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合や建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う場合等は制度の適用の対象とならない場合がございます。
詳しくは下記窓口でご相談ください。

お問い合わせは

呉市 都市部
呉市中央4丁目1-6 (呉市役所 本庁舎6階)

都市計画課 ☎0823-25-3366
建築指導課 ☎0823-25-3511

「呉市狭あい道路整備事業」の対象区域に
「川尻町」「安浦町」「音戸町」を追加しました。

『整備促進路線』を
拡幅していくために

狭い道路を
広げよう！

市が
お手伝いすること

すみ切り用地を
寄付していただいた場合、
寄付奨励金をお支払いします。

市民の方々に
協力していただくこと

整備用地やすみ切り用地を
市へ寄付していただくよう
お願いします。

寄付奨励金

★すみ切り用地の寄付
固定資産税評価額に
相当する額

固定資産税
評価額



この制度は、

地域の防災や安全の確保のため、消防車や緊急車
両がスムーズに通行し、また地域住民の方々の利便
性を向上するために制定されました。

自動車が通行できる
道路ネットワークができる！

市が
お手伝いすること

整備用地やすみ切り用地の
測量、分筆、
所有権移転登記は、
市が行います。

市民の方々に
協力していただくこと

整備用地や
すみ切り用地内にある
門塀や擁壁などを
除去していただき、
道路が整備できる状態にして
いただくようお願いします。

市が
お手伝いすること

門塀や擁壁などの
除去・移設費用の
一部を助成します。

対象は、主要な生活道路や
通り抜けのできる道路など

助成金



整備促進助成金一覧表

対 象	内 容	助 成 金 額
門塀の撤去	コンクリートブロック塀等	5,000円
	板塀、フェンス等	1,000円
	門柱、門扉	11,000円
門塀の設置	門塀の設置	17,000円
植栽等の移設	生け垣等（高さ0.9m以上）	7,000円
	樹木（幹周0.1m以上）	14,000円
擁壁の撤去	擁壁撤去	22,000円
	高さ0.5m以上1.0m未満	15,000円
	高さ1.0m以上2.0m未満	38,000円
	高さ2.0m以上3.0m未満	68,000円
擁壁の築造	高さ3.0m以上	118,000円
	擁壁の築造	長さ1mにつき
上水道施設の移設	水道メーターの移設	41,000円
下水道施設の移設	公共ますの移設	32,000円
排水施設の移設	排水ますの移設	15,000円

（寄付奨励金及び整備促進助成金は、合計で100万円を上限とします。）

市が
お手伝いすること

市が市道として
整備・維持管理を行います。



道路を拡幅するために必要な用地はココ！

整備用地

すみ切り用地

